

南部地域での自然体験イベントの実施にあたり

最大20万円を支援します！！

～ 南部地域自然体験促進事業費補助金(第3期)のご案内～

新型コロナウイルス感染症を契機として、豊かな自然等の価値が見直されていることから、南部地域での自然体験の促進を図るため、南部地域における自然体験イベントの実施を支援します。

自然体験イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策を特に徹底してください。

南部地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

自然体験：海・山・川を生かしたアクティビティ、農業・林業・漁業体験など

補助率：1/2 補助上限額：20万円

受付期間：令和2年10月26日(月)～11月20日(金)消印有効

郵送のみ(新型コロナウイルス感染防止の観点から持参による提出はお控えください。)

先着順ではありません。審査のうえ、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

1. 補助対象者

三重県内に主たる事業所を有する事業者(個人事業者を含む)
これらの事業者が2者以上で組織した団体も対象とします。

2. 補助対象事業

次の～をすべて満たすもの

補助対象者が、三重県内に主たる事業所を有する他の事業者(個人事業者を含む)と連携して実施するもの(補助対象者が2者以上の事業者で組織した団体である場合はこの要件を満たしているものとしします。)

南部地域において実施する自然体験イベント(社員旅行等として実施するものを除く。)

南部地域の自然体験のPRにつながるもの

新型コロナウイルス感染防止対策を行ったうえで実施するもの

3. 補助対象経費

南部地域における自然体験イベント実施に係る経費(人件費や減価償却資産の購入費用を除く。)

4. 事業期間

令和2年12月1日(火)～令和3年2月28日(日)

5. 補助額

補助率1/2以内、補助金額は上限20万円です。

同一の補助対象事業者が複数回補助を受けることはできません。事業内容や事業を実施する事

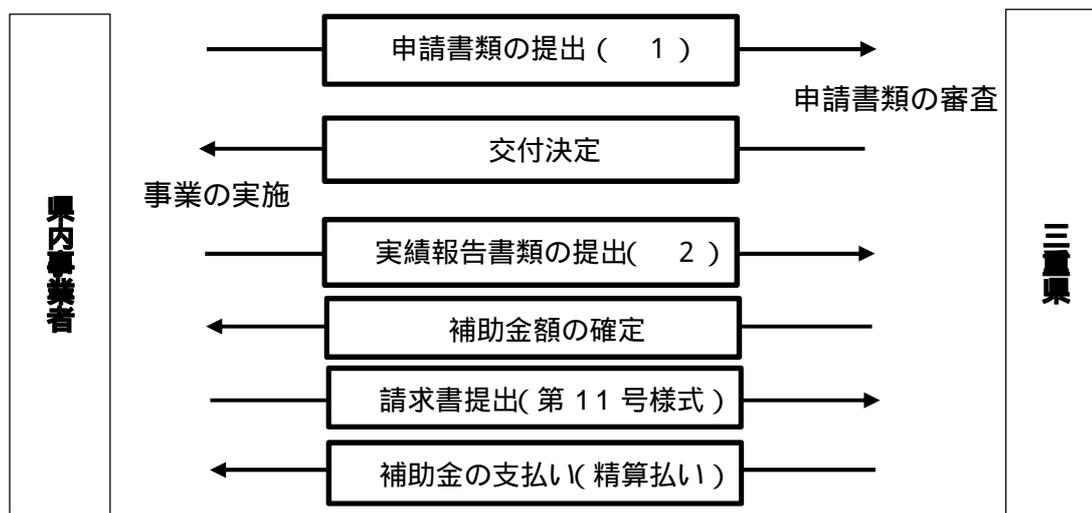
業者から、実質的に同一の補助対象事業者への補助に当たると判断できる場合も同様です。最終的な補助額は、予算の範囲内での決定になります。申請者多数の場合、補助対象経費に対して既定の補助率を下回る補助額となる場合があります。

6. 応募に必要な書類

交付要領でご確認ください。なお、交付申請書等の様式は、三重県ホームページからダウンロードしてください。

また、三重県ホームページからダウンロードできない場合は、返信用封筒(角型2号サイズ)に切手(140円)を貼付のうえ、下記提出先まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。

7. 申請に係る手続き



- (1) 申請書類は、交付申請書(第1号様式)及び事業内容や経費内訳などを記載する実施計画書(第2号様式)とともに、添付書類(法人にあっては法人登記事項証明書の写し、個人にあっては本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等))を提出していただきます。
- (2) 実績報告書類は事業実績や経費実績などを記載する実績報告書(第9号様式)のほか、添付書類(領収書の写しなど経費の支払いを証する書類)を提出していただきます。

8. 留意事項

- ・ 当該事業の詳細は、交付要領をご確認ください。
- ・ 補助金の支払いについては、事業実施後の精算払とします。
- ・ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求められることがあります。

< 申請書の提出先 >

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県庁 南部地域活性化推進課 自然体験補助金係

提出は郵送のみ(提出期限: 11月20日(金)消印有効)

(新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による提出はお控えください。)

< 問合せ先 >

三重県庁 地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課

電話 059-224-2192 (受付時間: 9:00~17:00)